

墨田区障害福祉総合計画

＜令和6年度～令和8年度＞

現状・アンケート結果・施策体系案

（第6期墨田区障害者行動計画）

（墨田区障害福祉計画【第7期】）

（墨田区障害児福祉計画【第3期】）

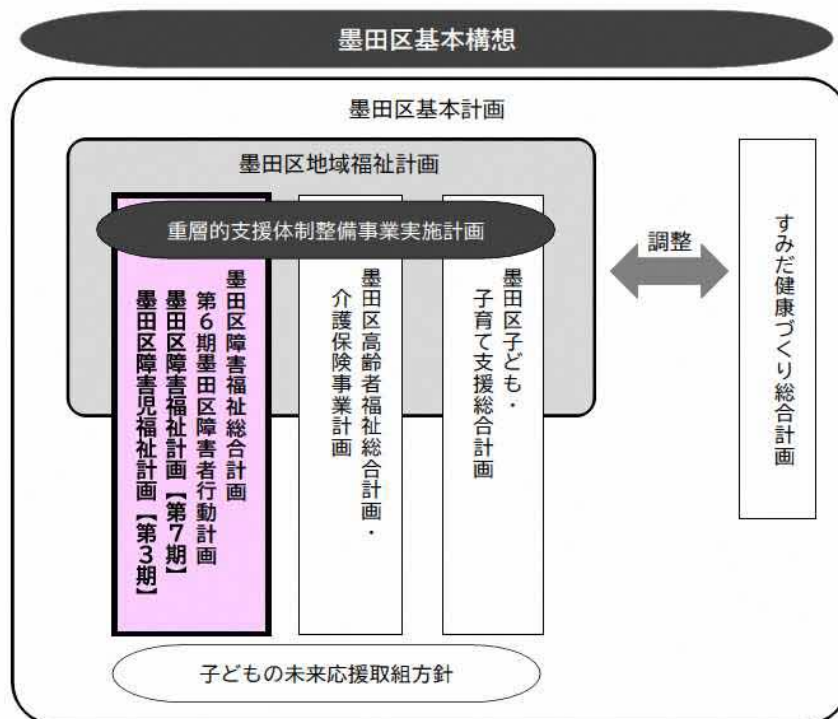
目次

はじめに	1
第1章 墨田区における障害福祉の状況	
1 総人口の推移	5
2 障害者数の推移	6
(1) 身体障害者手帳所持者及び愛の手帳所持者数の推移	6
(2) 精神障害者保健福祉手帳所持者数等の推移	7
3 障害の種別・程度・年齢構成	8
4 サービスの利用状況	10
(1) 自立支援給付・障害児通所支援給付	10
(2) 地域生活支援事業	14
(3) 区の施設整備・利用状況	17
(4) 区の主な取組	18
第2章 第6期墨田区障害者行動計画	
1 計画の策定に当たって	21
(1) 計画の目的と位置づけ	21
(2) 計画期間	22
(3) 計画の策定体制	23
2 障害者を取り巻く状況	24
(1) 国における障害福祉施策の動向	24
(2) 都における障害福祉施策の動向	25
3 計画に係るアンケート調査について	26
(1) 行動計画アンケート調査の結果分析	26
(2) 第1回医療的ケア児（者）実態調査の結果分析	33
4 計画の基本的な考え方	41
計画の基本理念	41
5 施策体系	42

はじめに

「墨田区障害福祉総合計画」（以下「本総合計画」といいます。）は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「墨田区障害者行動計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）第88条の規定に基づく「墨田区障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20の規定に基づく「墨田区障害児福祉計画」の改定に当たり、計画期間を3か年にそろえ、3計画を一体的に策定したものです。

本総合計画は、区の将来像を描いた「墨田区基本構想」、基本構想に基づく「墨田区基本計画」及び区の福祉分野における基礎的な計画である「墨田区地域福祉計画」と整合性を保って作成しています。



【計画期間】

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
墨田区 障害者行動計画	第4期（後期）					第5期				第6期		
墨田区 障害福祉計画												
墨田区 障害児福祉計画	第4期			第5期			第6期			第7期		
				第1期			第2期			第3期		

第1章

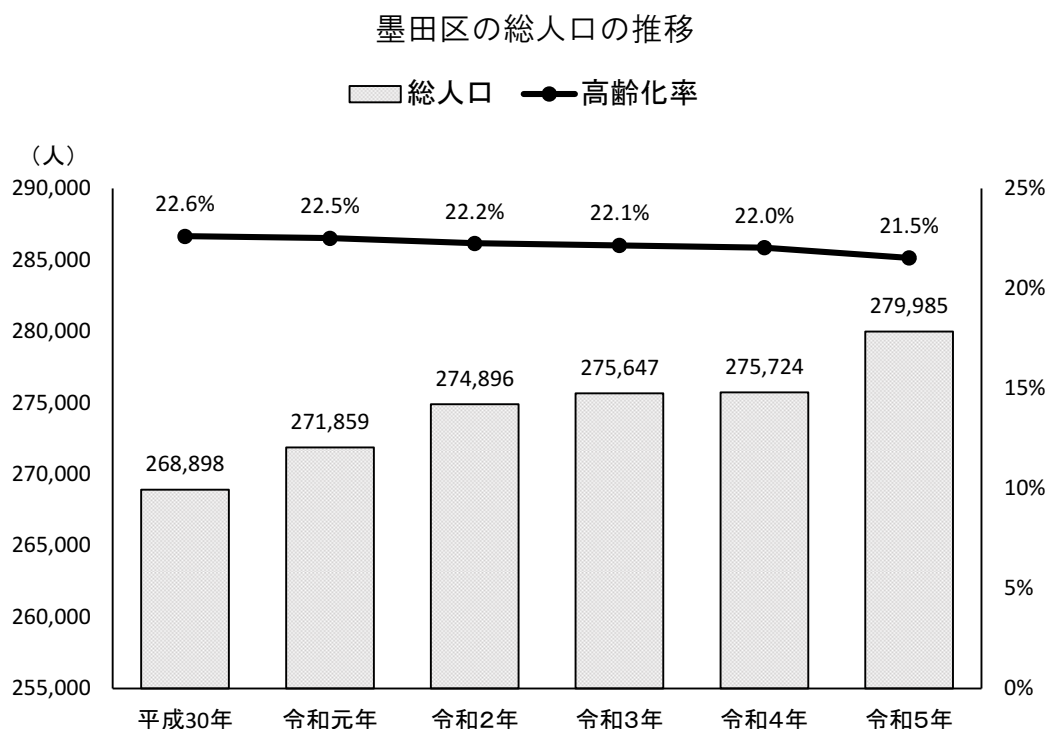
墨田区における障害福祉の状況

1 総人口の推移

本区における総人口（外国人登録者を含む）は、交通利便性向上の効果や、東京スカイツリー開業による住宅地としての魅力向上を背景に、人口増加が進んでおり、平成30年の268,898人から、令和5年には279,985人へと増加しています。（令和5年1月1日現在）

しかしながら、我が国が本格的な少子高齢社会、人口減少社会を迎えているなか、本区においても合計特殊出生率（一人の女性が生涯に生む平均の子ども数）は令和3年全国平均の1.30を下回っており、令和3年は1.08となっています。

一方で、高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）は、平成30年以降ほぼ横ばいの傾向となっており、令和5年1月1日現在では21.5%と、全国平均の高齢化率29.0%、東京都の高齢化率22.7%に比べて低くなっています。



※墨田区「住民基本台帳人口」各年1月1日現在

※墨田区「令和4年度版行政基礎資料集」

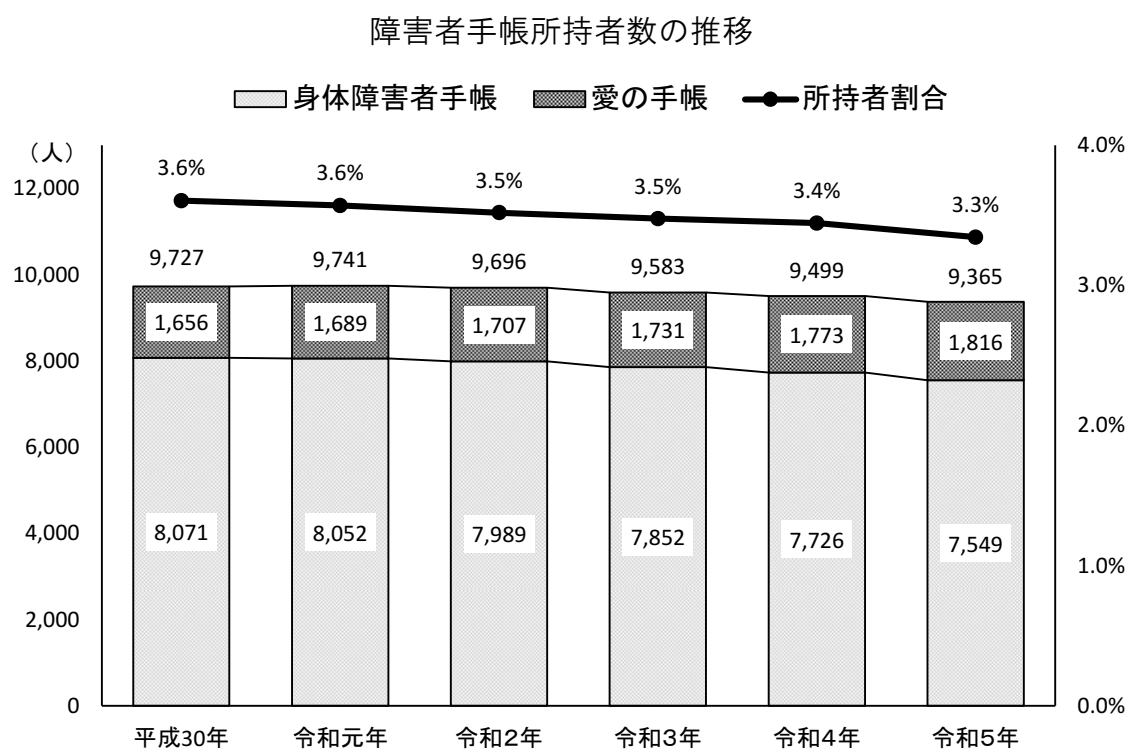
※総務省統計局「人口推計」令和5年1月確定値

※東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」令和5年1月現在

2 障害者数の推移

(1) 身体障害者手帳所持者及び愛の手帳所持者数の推移

令和5年3月31日現在の本区における障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者7,549人、愛の手帳（知的障害者の手帳）所持者1,816人となっており、第4期墨田区障害者行動計画（後期）が策定された平成27年以降、身体障害者数は微減、知的障害者数は微増の傾向にあります。



※各年3月31日

※身体障害者手帳と愛の手帳（知的障害者の手帳）の重複所持者は、それぞれに計上している。

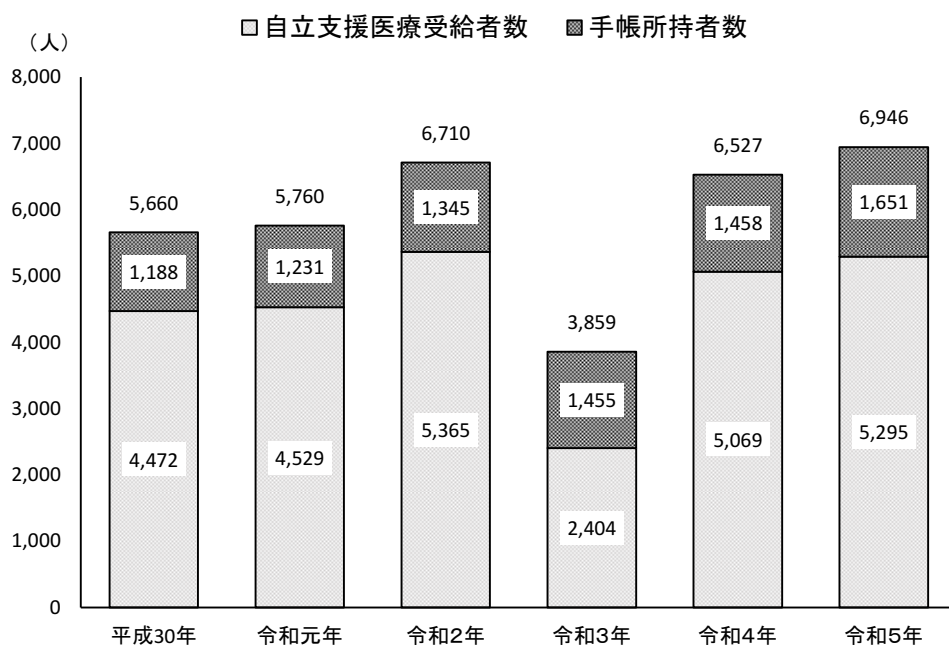
※手帳所持者割合＝手帳交付台帳登載者数合計／総人口（各年4月1日現在の住民基本台帳）

※障害者福祉課調べ

(2) 精神障害者保健福祉手帳所持者数等の推移

精神障害者数を精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療受給者の人数で捉えると、令和5年3月31日現在6,946人であり、平成30年3月31日時点の5,660人を大きく上回っています。

精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療受給者数の推移



	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
手帳所持者数	1,188	1,231	1,345	1,455	1,458	1,651
自立支援医療受給者数	4,472	4,529	5,365	2,404	5,069	5,295
合計	5,660	5,760	6,710	3,859	6,527	6,946

※各年3月31日

※単位 手帳所持者：人、自立支援医療受給者：件

※精神障害者保健福祉手帳の申請は2年ごとであるため、年により申請者数にばらつきがある。

※保健予防課調べ

精神病床における1年以上の長期入院者数

		65歳未満			65歳以上		
精神疾患別		統合失調症	アルツハイマー等	その他	統合失調症	アルツハイマー等	その他
合計(人)	142	43	4	13	32	29	21

※参考資料) 2021精神保健医療福祉資源分析データベース(ReMHRAD)

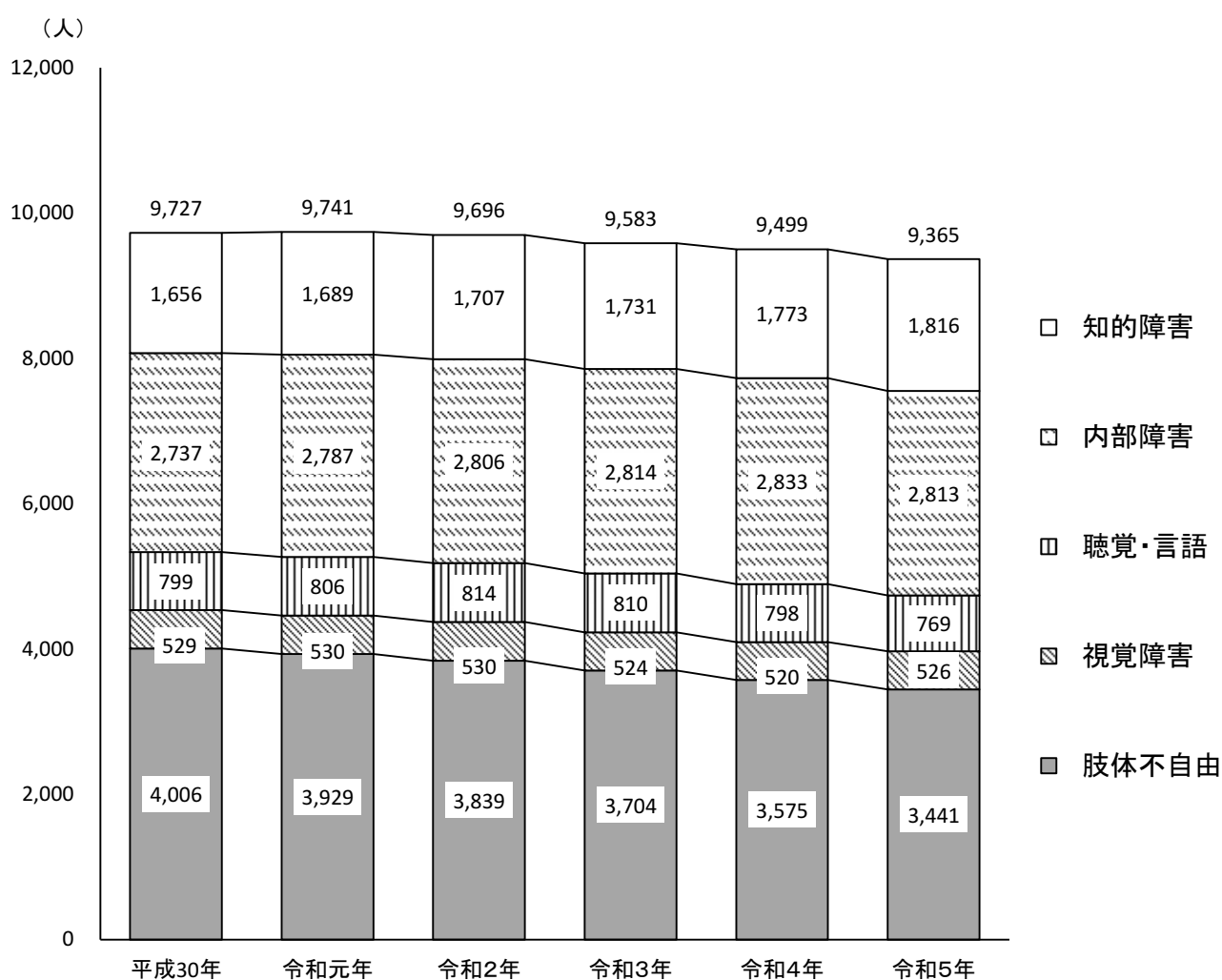
※墨田区民で国保・社保被保険者、家族等

3 障害の種別・程度・年齢構成

身体障害者手帳所持者の障害の種別は、令和5年3月31日現在、「肢体不自由」3,441人、「視覚障害」526人、「聴覚・言語障害」769人、「内部障害」2,813人であり、特に内部障害の人の増加率が高くなっています。身体障害者手帳所持者のほぼ半数は1～2級の重度の障害者となっています。

愛の手帳（知的障害者の手帳）所持者は、令和5年3月31日現在、1,816人であり、特に軽度（4度）の人の増加率が高くなっています。

障害の種別の推移



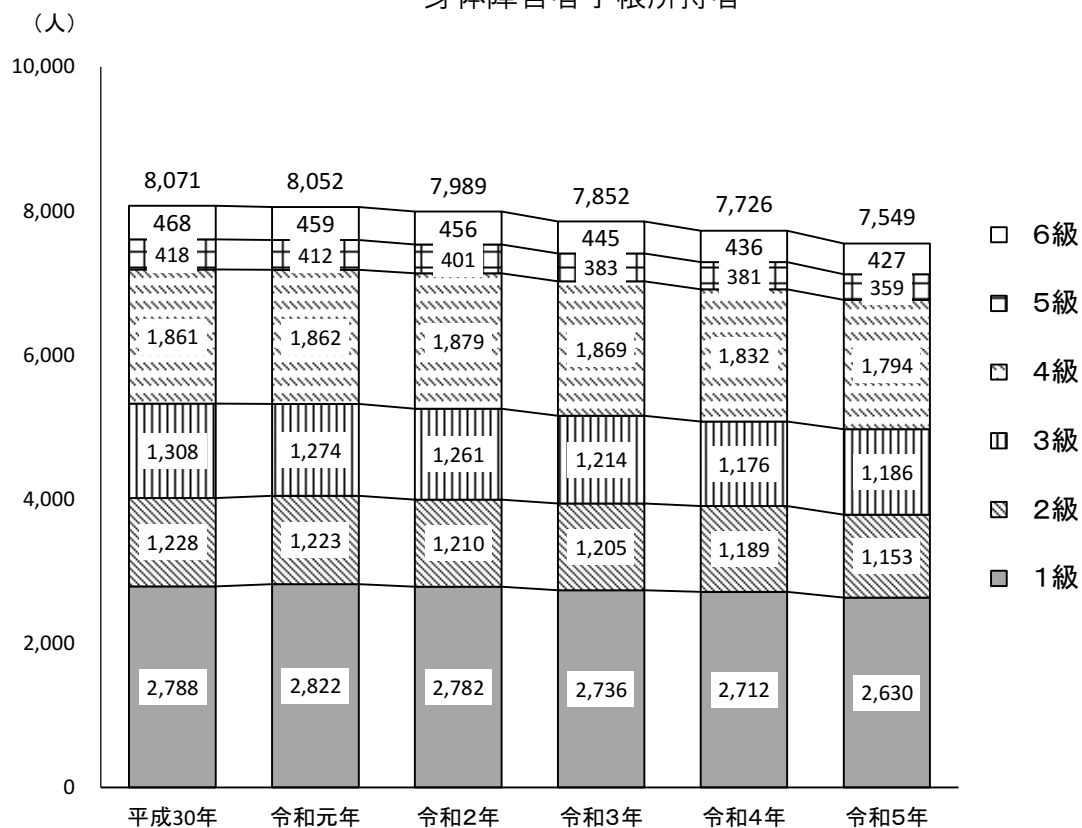
※各年3月31日

※身体障害者手帳所持者＝手帳交付台帳登載者数であり、重複障害の方は重複してカウントされている。

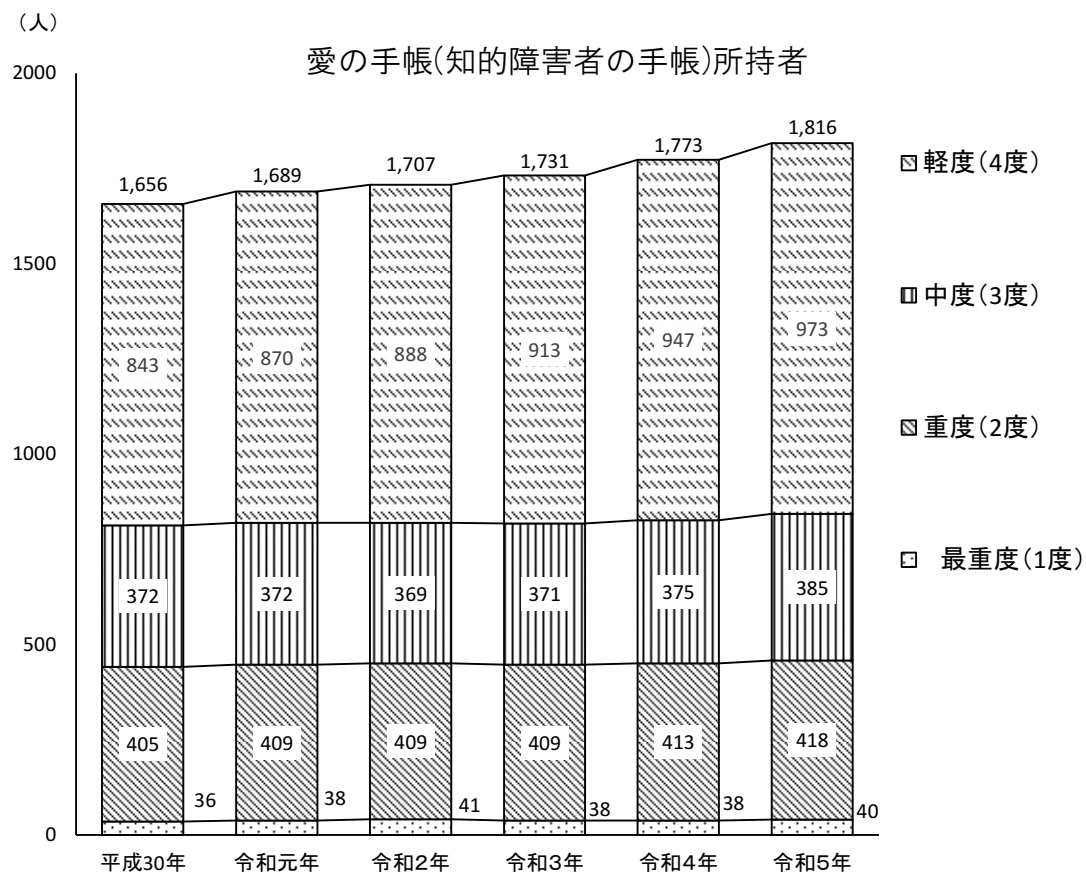
※障害者福祉課調べ

障害の程度の推移

身体障害者手帳所持者



愛の手帳(知的障害者の手帳)所持者



※各年3月31日
 ※障害者福祉課調べ

4 サービスの利用状況

(1) 自立支援給付・障害児通所支援給付

自立支援給付・障害児通所支援給付の利用者数の主な推移は以下の通りです。

【身体障害】

利用者数の推移をみると、日中活動系サービスでは「療養介護」が令和3年以降、増加傾向にあります。また居住系サービスでは「共同生活援助」が年々増加にあります。

【知的障害】

利用者数の推移をみると、日中活動系サービスでは「生活介護」、「就労継続支援B型」、「短期入所（福祉型）」が令和3年以降、増加傾向にあります。また居住系サービスでは「施設入所支援」は平成30年以降、ほぼ横ばいからやや減少傾向にあり、「共同生活援助」では令和3年以降、増加傾向にあります。

【精神障害】

利用者数の推移をみると、日中活動系サービスでは「自立訓練（生活訓練）」、「就労定着支援」が令和3年以降、増加傾向にあり、「就労継続支援B型」は平成30年以降、ほぼ横ばいからやや減少傾向にあります。また居住系サービスでは「共同生活援助」が令和3年以降、増加傾向にあります。

【障害児】

利用者数の推移をみると、障害児通所支援では「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」とも年により変動が大きくなっています。また「保育所等訪問支援」は令和4年以降、急増しています。

障害福祉サービス・障害児通所支援の利用者数

< 身体障害 >

(単位：人)

	種別	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
訪問系 サービス	居宅介護・重度訪問介護・ 同行援護・行動援護・重度 障害者等包括支援	2 6 5	2 6 5	2 7 4	2 3 7	2 3 2	2 3 1
日中活動系 サービス	生活介護	7 6	8 1	8 0	5 6	7 1	7 5
	自立訓練（機能訓練）	2	2	1	0	1	1
	自立訓練（生活訓練）	0	0	0	1	0	1
	就労移行支援	9	1 1	1 2	7	4	5
	就労継続支援 A 型	6	5	4	7	5	5
	就労継続支援 B 型	2 1	2 8	2 5	2 1	2 2	2 2
	就労定着支援		1	3	1	5	4
	療養介護	2 4	2 3	2 2	2 3	2 4	2 7
	短期入所（福祉型）	2 0	2 8	2 0	2	1 5	1 4
	短期入所（医療型）	5	5	4	3	1	4
居住系 サービス	自立生活援助		0	0	0	0	0
	施設入所支援	3 3	2 9	2 8	2 7	2 4	2 3
	共同生活援助	1 2	1 4	1 5	1 7	1 7	1 9

※各年 3 月実績

※各事業の利用者数には区外施設利用者を含む

※障害者福祉課調べ

<知的障害>

(単位：人)

	種別	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
訪問系 サービス	居宅介護・重度訪問介護・ 行動援護・重度障害者等包 括支援	4 1	3 9	4 9	3 7	4 8	4 3
日中活動系 サービス	生活介護	2 8 2	2 8 0	2 8 7	2 6 3	2 7 6	2 9 3
	自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0	0
	自立訓練（生活訓練）	1 0	1 0	8	9	1 0	1 1
	就労移行支援	1 1	1 2	2 0	2 9	3 4	2 1
	就労継続支援 A 型	3	2	2	3	7	7
	就労継続支援 B 型	2 4 9	2 4 9	2 3 7	2 2 4	2 4 3	2 6 2
	就労定着支援		6	8	1 1	9	1 8
	療養介護	0	0	1	1	0	0
	短期入所（福祉型）	5 0	5 1	5 3	3 1	4 6	5 9
	短期入所（医療型）	1	1	0	0	0	0
居住系 サービス	自立生活援助		0	0	1	1	0
	施設入所支援	1 7 9	1 7 7	1 7 8	1 6 8	1 5 6	1 6 7
	共同生活援助	1 2 4	1 2 7	1 2 6	1 3 9	1 4 0	1 4 9

※各年 3 月実績

※各事業の利用者数には区外施設利用者を含む

※障害者福祉課調べ

<精神障害>

(単位：人)

	種別	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
訪問系 サービス	居宅介護・重度訪問介 護・行動援護・重度障害 者等包括支援	1 7 8	1 7 8	1 9 2	1 6 5	1 9 6	2 1 7
日中活動系 サービス	生活介護	5	6	5	3	5	8
	自立訓練（生活訓練）	1 1	1 2	8	1 0	2 6	2 7
	就労移行支援	5 0	5 6	6 7	5 9	5 5	5 6
	就労継続支援 A 型	1 6	1 6	1 3	1 5	1 6	1 2
	就労継続支援 B 型	1 7 1	1 6 9	1 6 8	1 4 0	1 5 4	1 6 3
	就労定着支援		1 6	1 2	2 1	2 2	3 8
	短期入所（福祉型）	4	0	1	0	0	0
	短期入所（医療型）	0	0	0	0	0	0
居住系 サービス	自立生活援助		0	0	3	9	7
	施設入所支援	0	0	0	1	0	0
	共同生活援助	3 8	3 5	3 5	4 1	4 4	6 4

※各年 3 月実績

※各事業の利用者数には区外施設利用者を含む

※障害者福祉課調べ

< 障害児 >

(単位：人)

	種別	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
訪問系 サービス	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	3 3	2 5	3 0	2 8	2 5	2 5
日中活動系 サービス	短期入所（福祉型）	7	6	7	1	2	2
	短期入所（医療型）	9	4	8	5	5	2
障害児 通所支援	児童発達支援	6 6 4	7 9 5	8 7 7	8 0 1	6 7 7	6 8 8
	医療型児童発達支援	1	2	3	5	5	2
	放課後等デイサービス	5 1 8	5 6 4	5 1 7	5 6 5	4 1 0	4 4 5
	居宅訪問型児童発達支援			1	0	1	2
	保育所等訪問支援	1 2	1 0	6	9	1 9	1 5

※各年3月実績

※各事業の利用者数には区外施設利用者を含む

※障害者福祉課調べ

(2) 地域生活支援事業

地域生活支援事業の主な状況は以下の通りです。

「成年後見制度利用支援事業」は令和3年度から2人の利用実績があります。

「意思疎通支援事業」では、手話通訳者派遣事業（利用者数）、要約筆記者派遣事業（利用者数）が令和2年度以降、増加傾向にあります。令和4年度に墨田区独自の試験から全国統一試験に切り替え事務を行い、手話の選考試験レベルが全国レベル水準になったことや、この資格を既にパスしている転入者などが登録申請できるため、間口が広がりました。今後登録者数が増える可能性が見込めます。

「移動支援事業」の年間延べ利用時間数の月平均は、コロナ禍で令和2年度大きく減少したものの4年度から増加傾向にあります。

< 理解促進研修・啓発事業 >

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
実施の有無	有	有	有	有	有

< 自発的活動支援事業 >

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
実施の有無	有	有	有	有	有

< 相談支援事業 >

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
障害者相談支援事業 （実施箇所数）	4	4	4	4	4
基幹相談支援センター （実施の有無）	検討	検討	検討	検討	検討
基幹相談支援センター等機 能強化事業（実施の有 無）	無	無	無	無	無
住宅入居等支援事業 （実施の有無）	有	有	有	無	有

< 成年後見制度利用支援事業 >

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
利用者数	0	0	0	2	2

< 成年後見制度法人後見支援事業 >

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
実施の有無	検討	有	有	有	有

< 意思疎通支援事業 >

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
手話通訳者派遣事業 (利用者数)	1,122	1,076	1,131	1,598	1,701
要約筆記者派遣事業 (利用者数)	81	48	49	51	105
手話通訳者設置事業 (設置者数)	2	2	2	2	2

< 日常生活用具給付等事業 >

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
介護訓練支援用具 (件)	8	12	7	1	0
自立生活支援用具 (件)	76	67	46	42	31
在宅療養等支援用具 (件)	31	28	39	45	27
情報・意思疎通支援用具 (件)	70	62	45	44	50
排泄管理支援用具 (件)	386	373	378	380	364
住宅改修費 (件)	6	12	4	6	5

< 手話奉仕員養成研修事業 >

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
養成研修終了数	8	4	4	0	5

< 移動支援事業 >

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
年間延べ利用時間 数の月平均	3, 4 5 1	3, 5 7 5	3, 1 2 6	3, 1 0 0	3, 2 3 4
年間延べ利用者数 の月平均	3 8 7	3 5 2	2 9 6	3 0 6	3 2 1

< 地域活動支援センター事業 >

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
実施箇所数	1	1	1	1	1
実利用者数	1 4 8	1 2 5	1 0 6	1 0 2	1 0 4

< 地域生活支援広域調整会議等事業 >

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
実施の有無	有	有	有	有 (10回)	有 (10回)

(3) 区の施設整備・利用状況

障害のある人を支援するための区内施設の整備状況をみると、特別支援学校卒業者の内就労継続支援 B 型、就労移行支援及び生活介護事業所を利用予定の方が毎年 10 人前後で推移すると見込まれており、こうした状況を踏まえた事業所の確保が必要となってきますが、令和 5 年 4 月現在、必要な施設整備は行われています。

また、グループホーム（共同生活援助）については、令和 5 年 3 月現在、区内の利用実績は 82 人となっています。

障害のある人が親なき後も住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、重度知的障害者グループホームを令和 3 年 3 月に開設したほか、重度身体障害者グループホームについても、令和 7 年度末の開設を目指して整備していきます。

また、入所施設の需要の有無も視野に入れつつ、区民のニーズ、国、都の動向を注視し、将来を見据えて必要な施設整備を研究していきます。

区内の障害者関連施設の整備・利用状況

事業種別	事業所数	定員数	利用者数
就労継続支援 B 型	15 か所	469 人	351 人
就労移行支援	8 か所	139 人	40 人
自立訓練（生活訓練）	0 か所		
自立生活援助	2 か所		6 人
生活介護	5 か所	131 人	114 人
共同生活援助	8 か所		85 人
地域活動支援センター	1 か所		77 人

※令和 5 年 3 月サービス提供実績

※利用者に区外施設利用者を含まない

※障害者福祉課調べ

特別支援学校卒業予定者の利用サービス見込推移

事業種別	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
就労継続支援 B 型	5	10	4
就労移行支援	1	0	1
生活介護	2	2	★7

※★…7 人の内 1 名、医療と療育を行う通所施設と併用する者を含む

※墨田特別支援学校、墨東特別支援学校の卒業生が対象

※障害者福祉課調べ

（４）区の主な取組

第５期墨田区障害福祉総合計画期間中（令和３年度から令和５年度）に新たに取り組んだ区の事業は、次のとおりです。

①心身障害者福祉手当（区制度）対象の拡充（令和３年度）

令和３年１０月から障害者福祉手当の支給対象となる障害区分に、精神障害保健福祉手帳１級を加えました。

②障害者グループホームの支援体制強化支援（令和３年度）

重度障害者を受け入れるグループホームに対して、支援体制を強化する補助を行いました。

③ステップハウスおおぞらの移転（令和４年度）

墨田区立花三丁目の旧たちばな高齢者在宅サービスセンターを改修し、１、２階は障害児通所支援を行う「にじの子」、３、４階は生活介護を行う「ひだまり」のフロアとし、令和５年１月から業務を開始しました。

④障害児支援の提供体制の整備等（令和４年度）

令和元年度に設置した「墨田区医療的ケア児に関する協議会」からの提言より、医療的ケア児等に対する適切な支援や情報を一括して提供できるよう、パンフレット「ライフステージに応じた医療的ケア児への支援」を作成しました。

⑤自立生活体験事業「くらし体験ふるさと」の実施（令和４年度）

令和４年１１月から精神障害者が地域での自立を目指すために、マンションで一人暮らしを体験できる事業を開始しました。

⑥障害者施設利用者による新商品開発（令和４年度）

障がい者アートを活用した商品開発及びSDGsをテーマとした商品開発を行い、すみだみやげとして販売しました。

⑦障害者グループホームの整備支援（令和５年度）

重度身体障害者を対象とするグループホームについて、整備・運営事業者の公募を行いました。

⑧重度障害者の大学等への就学支援（令和５年度）

令和５年４月から重度障害者が大学等において就学するに当たり、通学中及び大学等の敷地内における必要な身体介護等を支援する事業を開始しました。

⑨相談支援体制の充実・強化等（令和５年度）

令和６年１月から相談支援事業所の育成支援等を行う、障害者基幹相談支援センターを開設します。

⑩心のバリアフリー事業（令和５年度）

心のバリアフリー事業啓発冊子「すみダックといっしょに『心のバリアフリー探検ツアー』」を発行し、令和３～５年にかけて区内小中学校や区立施設等で配布しました。

第 2 章

第 6 期墨田区障害者行動計画

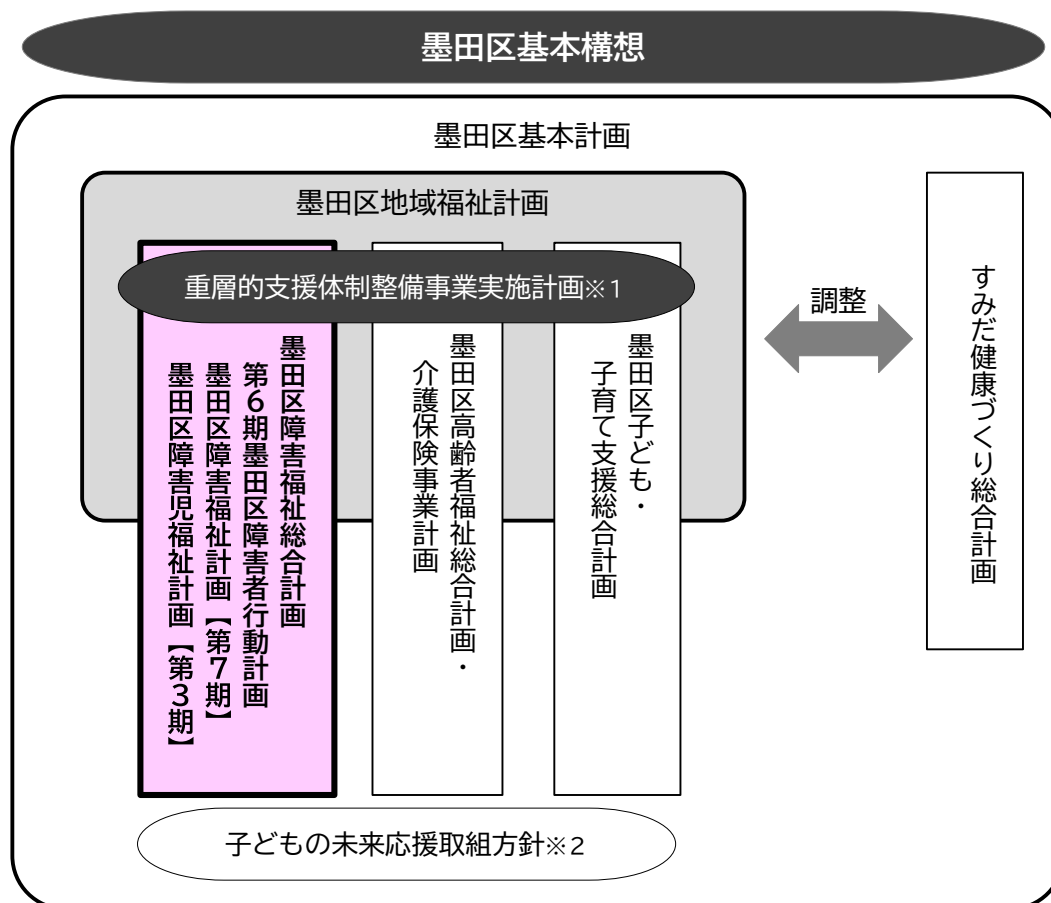
1 計画の策定に当たって

(1) 計画の目的と位置づけ

「第6期墨田区障害者行動計画」（以下「本行動計画」といいます。）は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画として策定し、区が今後取り組むべき施策を総合的・体系的かつ具体的に定めるものです。

なお、本行動計画は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく墨田区障害福祉計画【第7期】及び児童福祉法第33条の20の規定に基づく墨田区障害児福祉計画【第3期】と併せ、「墨田区障害福祉総合計画」として一体的に推進します。

（「墨田区障害福祉総合計画」については、「P1 はじめに」を参照）



※1 地域共生社会の実現に向けて、本区では属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を展開。この事業を適切かつ効果的に実施するために策定された計画（令和4年度から令和8年度までの5年間）。

※2 本区では、国の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「子供の貧困対策に関する大綱」、東京都の「東京都子供・子育て支援総合計画」や「ひとり親家庭自立支援計画」等の動向も踏まえ、「子どもの貧困問題」にフレキシブルに対応する必要があることから「墨田区子どもの未来応援取組方針」（平成30年3月）を策定。

(2) 計画期間

本行動計画は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間を計画期間としています。

計画名	計画期間
第 1 期	昭和 5 6 年度～平成 2 年度 (1 9 8 1 年度～ 1 9 9 0 年度)
第 2 期	平成 3 年度～平成 1 2 年度 (1 9 9 1 年度～ 2 0 0 0 年度)
第 3 期 (前期)	平成 1 3 年度～平成 1 7 年度 (2 0 0 1 年度～ 2 0 0 5 年度)
第 3 期 (後期)	平成 1 8 年度～平成 2 2 年度 (2 0 0 6 年度～ 2 0 1 0 年度)
第 4 期 (前期)	平成 2 3 年度～平成 2 6 年度 (2 0 1 1 年度～ 2 0 1 4 年度)
第 4 期 (後期)	平成 2 7 年度～令和 2 年度 (2 0 1 5 年度～ 2 0 2 0 年度)
第 5 期	令和 3 年度～令和 5 年度 (2 0 2 1 年度～ 2 0 2 3 年度)
第 6 期	令和 6 年度～令和 8 年度 (2 0 2 4 年度～ 2 0 2 6 年度)

(3) 計画の策定体制

① 計画の策定体制

本行動計画は、区内における障害者団体の代表者等を含む「墨田区障害者施策推進協議会」が中心となり、関連部署と連携・調整を図りながら審議・検討しました。

また、区内在住で障害のある人へのアンケート調査や、医療的ケア児（者）を対象としたアンケート調査の実施、パブリック・コメントの実施など、区民から広く意見聴取を行い、計画への反映を図りました。

② 計画の評価

本行動計画は、「墨田区障害者施策推進協議会」において、各年度に事業の進捗状況の報告及び計画達成状況の評価を行います。

2 障害者を取り巻く状況

(1) 国における障害福祉施策の動向

我が国では、昭和57年に「国連・障害者の十年」の国内行動計画として、障害者施策に関する初めての長期計画である「障害者対策に関する長期計画」を策定して以降、平成5年に同長期計画の後継計画として「障害者対策に関する新長期計画」を策定、平成14年には、平成5年に改正された障害者基本法に基づく障害者基本計画を策定し、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念の下、障害者施策の総合的かつ効果的な推進に努めてきました。その後、平成16年の障害者基本法の改正では、障害者差別等をしてはならない旨が基本的理念として新たに規定されました。この障害者基本法に基づき、平成25年9月には「障害者基本計画（第3次）」、平成30年3月には「障害者基本計画（第4次）」が閣議決定されました。この基本計画は、我が国が条約批准後に初めて策定される障害者基本計画として条約との整合性確保に留意しつつ、各分野に共通する横断的視点が掲げられるとともに、11の施策分野ごとに基本的考え方や具体的な取組が示され、それぞれの施策分野で着実に取組が進められてきました。この「障害者基本計画（第4次）」（平成30年度～令和4年度）が令和4年度をもって満了することから、地域社会における共生等、差別の禁止、国際協調を基本原則とした新たな「第5次障害者基本計画」（令和5年度から令和9年度）が令和5年3月に閣議決定され、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進しています。

第5期墨田区障害者行動計画の期間内（令和3年度から令和5年度）における法改正等の動向については、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともにその家族の離職の防止、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現を目的に、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年6月に公布されました。また、全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するためには、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができることが極めて重要であり、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的に、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が令和4年5月に公布・制定されました。

一方、福祉における総合的な流れでは、令和2年に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、社会福祉法に基づく事業と、従来の対象者別支援の根拠となっている介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法の各法に基づく事業を一体のものとして実施する「重層的支援体制整備事業」が規定され、令和3年4月より施行されました。

(2) 都における障害福祉施策の動向

東京都では、平成４年に障害者福祉の長期計画である「ノーマライゼーション推進東京プラン」を策定し、平成１０年に同計画を改定しました。その後、平成１２年１２月に「東京都福祉改革推進プラン」、平成１４年２月には「ＴＯＫＹＯ福祉改革ＳＴＥＰ２」がまとめられ、施設偏重の施策から地域生活を重視した福祉への転換、多様なサービス提供主体の参入促進による利用者選択を支えるしくみづくりを基本的な視点とする、大都市東京の特性に基づいた独自の取組が図られました。

平成１９年５月には「東京都障害者計画・第１期東京都障害福祉計画」（平成１９年度から平成２３年度）が策定され、障害者が地域で安心して暮らし、当たり前に関われる社会の実現に向けた施策の展開が示されました。続いて、平成２１年３月には、「第２期東京都障害福祉計画」（平成２１年度～平成２３年度）、平成２４年４月には、「東京都障害者計画・第３期東京都障害福祉計画」（平成２４年度～平成２６年度）、平成２７年４月には、「東京都障害者計画・第４期東京都障害福祉計画」（平成２７年度～平成２９年度）が策定されました。平成２８年１２月には、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～２０２０年に向けた実行プラン～」が策定され、このプランの中では「障害者がいきいきと暮らせる社会」が政策の柱のひとつに掲げられ、「障害がある人もない人も、お互いに尊重し、共に生活する」ことを目標としています。この指針のもと、平成３０年３月に、「東京都障害者計画」、「第５期東京都障害福祉計画」及び「第１期東京都障害児福祉計画」を一体的なものとした「東京都障害者・障害児施策推進計画」（平成３０年度～平成３２年度）が策定されました。同年１０月には、障害を理由とする差別の解消の推進に向けた基本理念を定め、東京都、都民、事業者の責務を明らかにする「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が施行されました。

令和３年６月には、障害者を取り巻く環境の変化及び社会状況に対応した障害者施策の一層の充実に取り組むため、「東京都障害者計画」、「第６期東京都障害福祉計画」及び「第２期東京都障害児福祉計画」を一体的なものとした「東京都障害者・障害児施策推進計画」が策定されました。本計画では、「障害のある人もない人も、社会の一員として、お互いに尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生活する社会」の実現を目指しています。

また、令和４年９月には、手話を使用しやすい環境づくりを推進するために制定した「東京都手話言語条例」が施行され、同月に「障害者雇用・就労推進連携プログラム２０２２」が策定され、障害者雇用に向けた取組や関係機関連携を着実に進められています。

3 計画に係るアンケート調査について

(1) 行動計画アンケート調査の結果分析

計画策定に当たり、障害のある方の意見を計画に取り入れるため、区内在住で障害のある方への「第6期墨田区障害者行動計画」「第7期墨田区障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」策定のためのアンケート調査（以下「計画策定アンケート調査」といいます。）を実施しました。（対象：1,061人、回答：697人、回答率：65.7%）

本項では、アンケート結果（今回）を分野ごとに整理し、分析したものを掲載します。

※アンケートの回答者は、ご本人に代わりご家族が回答している場合があります。

1 相談について

悩んでいること、相談したいことに関する質問の回答としては、「自分の健康や治療のこと」は手帳の種類にかかわらず上位にあげられている一方、身体障害者手帳所持者の場合、「緊急時や災害時のこと」が2位、愛の手帳所持者の場合、「親亡き後のくらしのこと」が1位、精神障害者保健福祉手帳所持者の場合、「仕事や就業のこと」が3位となっており、それぞれ悩みや相談事が異なる点も見うけられます。

悩んでいること、相談したいこと（上位3項目）【問5】

		1位	2位	3位
身体障害者手帳所持者	今回	自分の健康や治療のこと (34.0%)	緊急時や災害時のこと (26.1%)	生活費など経済的なこと (21.2%)
愛の手帳所持者	今回	親亡き後のくらしのこと (48.6%)	自分の健康や治療のこと (27.9%)	緊急時や災害時のこと (25.8%)
精神障害者保健福祉手帳所持者	今回	自分の健康や治療のこと (55.3%)	生活費など経済的なこと (51.5%)	仕事や就業のこと (42.7%)

※難病、高次機能障害、発達障害は調査数が少ないため、掲載は控える（以下、同様）

悩みごと・困りごとの主な相談先としては、「家族・パートナー・親せき」が身体障害者手帳所持者の場合で68.7%、愛の手帳所持者で62.2%、精神障害者保健福祉手帳所持者で54.4%と、手帳の種類にかかわらず1位となっています。また、身体障害者手帳所持者の場合、2位が20.2%で「医療機関（病院や診療所等）」、3位が19.6%で「ケアマネジャー」となっています。愛の手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者の場合では、2位が「福祉施設・サービス事業所」となっており、普段利用している福祉施設・サービス事業所が相談先の上位にあげられています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者の場合、3位の「医療機関（病院や診療所等）」も39.8%と高く、病院先も身近な相談先となっています。

悩みごと・困りごとの主な相談先（上位3項目）【問6】

		1位	2位	3位
身体障害者手帳所持者	今回	家族・パートナー・親せき (68.7%)	医療機関（病院や診療所等） (20.2%)	ケアマネジャー (19.6%)
愛の手帳所持者	今回	家族・パートナー・親せき (62.2%)	福祉施設・サービス事業所 (39.0%)	区役所・保健センターなどの関係窓口 (18.0%)
精神障害者保健福祉手帳所持者	今回	家族・パートナー・親せき (54.4%)	福祉施設・サービス事業所 (43.7%)	医療機関（病院や診療所等） (39.8%)

墨田区の福祉施策において特に力を入れてほしいこととしては、前回調査との順位の変動は身体障害者手帳所持者の場合、3位に「短期入所の充実」、精神障害者保健福祉手帳所持者の場合、3位に「企業などでの就労に向けた支援や雇用環境の整備」「人権を守る仕組み」が入りました。

今回の調査結果をみると、身体障害者手帳所持者及び愛の手帳所持者とも共通で「緊急時や災害時の対策促進」が1位となっています。また、身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者とも共通で「相談支援や情報アクセシビリティの充実」が上位に入っています。また、愛の手帳所持者では、「グループホームなど地域での生活の場の整備」と「短期入所の充実」がともに上位に入っています。

墨田区の福祉政策において特に力を入れてほしいこと（上位3項目）【問10】

		1位	2位	3位
身体障害者手帳所持者	今回	緊急時や災害時の対策促進 (35.6%)	相談支援や情報アクセシビリティの充実 (20.9%)	短期入所の充実 (19.3%)
	前回	緊急時や災害時の対策促進 (43.1%)	相談支援や情報保障の充実 (30.5%)	日常生活に必要な移動支援や同行援護の充実 (19.5%)
愛の手帳所持者	今回	緊急時や災害時の対策促進 (42.9%)	グループホームなど地域での生活の場の整備 (38.7%)	短期入所の充実 (37.2%)
	前回	緊急時や災害時の対策促進 (45.8%)	グループホームなど地域での生活の場の整備 (35.6%)	短期入所の充実 (33.1%)
精神障害者保健福祉手帳所持者	今回	相談支援や情報アクセシビリティの充実 (39.8%)	障害や病気に対する理解促進や障害者差別解消法の周知・啓発 (35.0%)	企業などでの就労に向けた支援や雇用環境の整備 人権を守る仕組みの充実 (25.2%)
	前回	相談支援や情報保障の充実 (41.7%)	障害や病気に対する理解促進や障害者差別解消法の周知・啓発 (35.0%)	緊急時や災害時の対策促進 (31.1%)

※前回：令和元年度調査（以下、同様）

福祉施策への力点として相談支援の充実の要望が高い中、障害者等が地域において自立した日常生活を営むためには各種ニーズに対応するとともに、障害者やその家族が抱える複合的な課題の把握や各種支援につなげる支援体制、アクセスしやすい相談支援体制の充

実が求められています。また必要とする情報を十分に取得し、利用し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、情報アクセシビリティの充実が求められています。

2 住まいや暮らしについて

現在の生活形態は、身体障害者手帳所持者及び愛の手帳所持者とも共通で「家族・パートナーと生活している」が1位で、それぞれ67.8%、77.5%となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者の場合は、「一人で暮らしている」(45.6%)が1位、「家族・パートナーと生活している」(43.7%)が2位となっています。また、愛の手帳所持者の場合、「グループホームで生活している」が2位で、14.4%となっています。

将来、希望する生活の場では、身体障害者手帳所持者及び愛の手帳所持者とも共通で「家族が住んでいる家で暮らしたい」が1位で、それぞれ43.9%、36.0%となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者の場合、「一般の住宅で一人で暮らしたい」が43.7%で1位、「家族が住んでいる家で暮らしたい」が32.0%で2位となっており、現在の生活の形態の結果と大きな差はでていません。また、愛の手帳所持者の場合、「グループホームで暮らしたい」が29.1%で2位となっています。

現在の生活の形態（上位3項目）【問7（1）】

		1位	2位	3位
身体障害者手帳所持者	今回	家族・パートナーと生活している (67.8%)	一人で生活している (20.2%)	入所施設に入所している (4.3%)
愛の手帳所持者	今回	家族・パートナーと生活している (77.5%)	グループホームで生活している (14.4%)	一人で生活している (4.8%)
精神障害者保健福祉手帳所持者	今回	一人で生活している (45.6%)	家族・パートナーと生活している (43.7%)	グループホームで生活している (5.8%)

将来、希望する生活の場（上位3項目）【問8】

		1位	2位	3位
身体障害者手帳所持者	今回	家族が住んでいる家で暮らしたい (43.9%)	一般の住宅で一人で暮らしたい (15.0%)	入所施設で暮らしたい (11.3%)
愛の手帳所持者	今回	家族が住んでいる家で暮らしたい (36.0%)	グループホームで暮らしたい (29.1%)	入所施設で暮らしたい (14.1%)
精神障害者保健福祉手帳所持者	今回	一般の住宅で一人で暮らしたい (43.7%)	家族が住んでいる家で暮らしたい (32.0%)	グループホームで暮らしたい 入所施設で暮らしたい (ともに6.8%)

グループホームでの暮らしや入所施設での暮らしを将来希望する割合が現在よりも多い状況から、地域生活への移行を進める観点からも、希望する一人暮らし等の実現に向けた支援の充実、重度化・高齢化した障害者等を含めた地域生活を支える支援の充実が求められています。

3 外出について

回答者が外出する際に困ることについて、身体障害者手帳所持者では「道路や駅に階段や段差・障害物が多い」が28.5%、愛の手帳所持者では「困った時にどうすればいいのか心配」が34.2%、精神障害者保健福祉手帳所持者では「外出にお金がかかる」が30.1%でそれぞれ1位が異なっています。

前回調査と比べて順位の異なるもの（上位3項目）は、身体障害者手帳所持者の3位と精神障害者保健福祉手帳所持者の2位に「困った時にどうすればいいのか心配」が入り、精神障害者保健福祉手帳所持者の3位に「発作など、突然の身体の変化が心配」が入りました。

外出する際に困ること（上位3項目）【問10】

		1位	2位	3位
身体障害者手帳所持者	今回	道路や駅に階段や段差・障害物が多い（28.5%）	電車やバスの乗り降りが難しい（21.2%）	困った時にどうすればいいのか心配（19.9%）
	前回	道路や駅に階段や段差・障害物が多い（30.8%）	電車やバスの乗り降りが難しい（25.3%）	外出先の建物の設備が不便（19.5%）
愛の手帳所持者	今回	困った時にどうすればいいのか心配（34.2%）	電車やバスの乗り降りが難しい（22.2%）	道路や駅に階段や段差・障害物が多い（14.4%）
	前回	困った時にどうすればいいのか心配（29.7%）	電車やバスの乗り降りが難しい（21.1%）	道路や駅に階段や段差・障害物が多い（12.4%）
精神障害者保健福祉手帳所持者	今回	外出にお金がかかる（30.1%）	困った時にどうすればいいのか心配（25.2%）	発作など、突然の身体の変化が心配（23.3%）
	前回	外出にお金がかかる（37.9%）	周囲の目が気になる（25.2%）	困った時にどうすればいいのか心配（24.3%）

障害種別によって、外出時の困難の内容は異なるため、障害の特性に応じた外出支援ニーズへの対応が求められています。また、バリアフリー化などの移動しやすい環境の整備や困ったときの相談先等の情報、障害に対する理解促進、相手に伝える手段の確保などが求められています。

4 働くことについて

現在の就労状況について、「働いている」との回答は、身体障害者手帳所持者で 31.3%、愛の手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者でそれぞれ 59.5%、58.3%となっています。

現在の就労の状況【問 11】

		働いている	働いてない
身体障害者手帳所持者	今回	31.3%	61.0%
愛の手帳所持者	今回	59.5%	34.2%
精神障害者保健福祉手帳所持者	今回	58.3%	38.8%

将来、一般企業（企業や官公庁で働くこと）への就労の希望について、「希望する」との回答は、身体障害者手帳所持者と愛の手帳所持者でそれぞれ 12.3%、7.0%、精神障害者保健福祉手帳所持者で 36.8%となっています。前回調査に比べると、「希望する」との回答が全体的に減っており、精神障害者保健福祉手帳所持者の場合、「わからない」との回答が 36.8%と約 2 倍に増えています。

一般企業への就労希望【問 11（6）】

		希望する	希望しない	わからない
身体障害者手帳所持者	今回	12.3%	61.5%	16.9%
	前回	20.9%	51.2%	19.8%
愛の手帳所持者	今回	7.0%	69.4%	19.4%
	前回	11.8%	64.6%	16.3%
精神障害者保健福祉手帳所持者	今回	36.8%	21.1%	36.8%
	前回	52.4%	23.8%	17.5%

障害者が地域で自立した生活を営むために就労は重要です。働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、障害特性に応じた就労支援や多様な就業機会の確保が求められています。

5 日常生活での合理的配慮について

日常生活を送る上で障害の状況にあった配慮を受けられずに困る経験の有無について、「困ることが多い」と「困ることが時々ある」を合わせた＜困ることがある＞との回答は、精神障害者保健福祉手帳所持者で 36.9%、愛の手帳所持者で 23.4%、身体障害者手帳所持者で 21.8%となっています。

日常生活を送る上で障害の状況にあった配慮を受けられずに困る経験の有無

【問 14 (1)】

		困ることが多い	困ることが時々ある	困ることはない
身体障害者手帳所持者	今回	4.9%	16.9%	50.6%
愛の手帳所持者	今回	2.7%	20.7%	51.1%
精神障害者保健福祉手帳所持者	今回	5.8%	31.1%	51.5%

障害の状況にあった配慮を受けられずに「困ることが多い」または「困ることが時々ある」方に配慮を受けられずに困る場所を聞いたところ、「鉄道・バスなどの交通機関」が 41.6%で 1 位、以下、「病院・福祉施設など」、「小売店・飲食店」の順となっています。これは前回調査と同様の順位となっています。ただし「鉄道・バスなどの交通機関」の割合は前回に比べて、10 ポイント減少しました。

配慮を受けられずに困る場所（上位 3 項目）【問 14 (2)】

	1 位	2 位	3 位
今回	鉄道・バスなどの交通機関 (41.6%)	病院・福祉施設など (26.5%)	小売店・飲食店 (24.1%)
前回	鉄道・バスなどの交通機関 (51.6%)	病院・福祉施設など (26.1%)	小売店・飲食店 地域や近隣など (21.0%)

障害の有無に関わらず、だれもが、相互理解と人権尊重により、自分らしく安心して暮らせる社会の構築を図るために、今後とも障害者差別解消法に基づく合理的配慮について、区民・事業者により一層の周知・啓発が求められています。

6 災害時の避難などについて

いざというときに助けてくれる人について、「いる」との回答は、愛の手帳所持者で 89.7%、身体障害者手帳所持者で 80.3%、精神障害者保健福祉手帳所持者で 69.4%となっており、精神障害者保健福祉手帳所持者が一番低くなっています。

いざというときに助けてくれる人の有無【問 15（1）】

		いる	いない
身体障害者手帳所持者	今回	80.3%	17.2%
愛の手帳所持者	今回	89.7%	8.9%
精神障害者保健福祉手帳所持者	今回	69.4%	27.4%

災害時に困ることや不安に思うことについて、「薬や治療、医療的ケアについて」との回答は、身体障害者手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者で最も高い一方、愛の手帳所持者の場合では「避難場所のトイレ・整備」が 50.2%で 1 位となっています。

前回調査と比べて順位の異なるもの（上位 3 項目）は、身体障害者手帳所持者の 1 位と 2 位、愛の手帳所持者の 1～3 位すべてとなっています。精神障害者保健福祉手帳所持者に順位の変動はありませんでした。

災害時に困ることや不安に思うこと（上位 3 項目）【問 16】

		1 位	2 位	3 位
身体障害者手帳所持者	今回	薬や治療、医療的ケアについて (60.1%)	安全な場所までの移動 (54.9%)	避難場所のトイレ・設備 (50.9%)
	前回	安全な場所までの移動 (52.7%)	薬や治療、医療的ケアについて (51.9%)	避難場所のトイレ・設備 (46.7%)
愛の手帳所持者	今回	避難場所のトイレ・設備 (50.2%)	安全な場所までの移動 (49.2%)	薬や治療、医療的ケアについて (48.6%)
	前回	安全な場所までの移動 (44.9%)	薬や治療、医療的ケアについて (42.7%)	避難場所のトイレ・設備 (38.1%)
精神障害者保健福祉手帳所持者	今回	薬や治療、医療的ケアについて (71.8%)	避難場所のトイレ・設備 (40.8%)	知らない人と一緒にいること (38.8%)
	前回	薬や治療、医療的ケアについて (63.1%)	避難場所のトイレ・設備 (40.8%)	知らない人と一緒にいること (38.8%)

災害時の困難や不安点は前回調査からの変動、障害種別による違いも見受けられます。障害特性に配慮した情報保障や避難支援、福祉・医療サービスの継続的な支援等の対応ができるよう、事業所をはじめ様々な機関と区が連携した体制の整備が重要です。

(2) 第1回医療的ケア児（者）実態調査の結果分析

計画策定に当たり、医療的ケア児（者）等を対象としたアンケートによって、ご本人及びご家族の実態やニーズ等を把握するために実施しました。

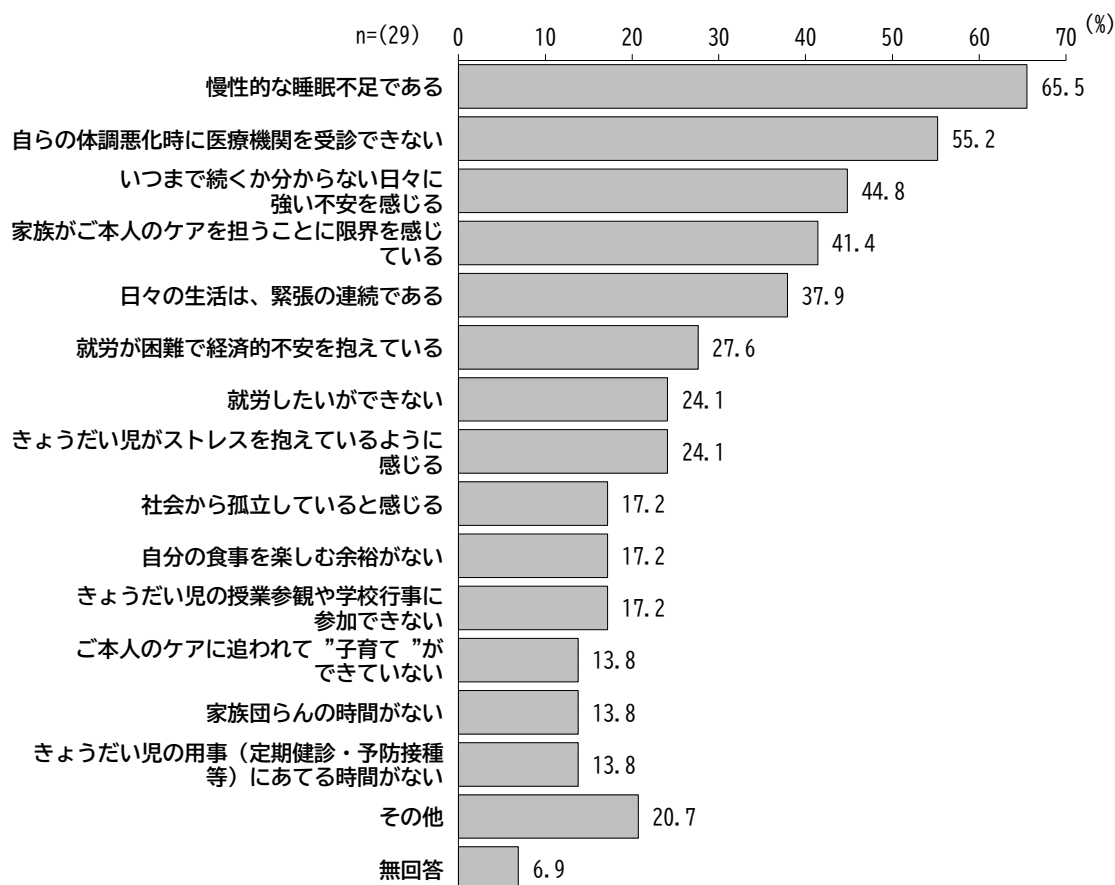
（対象：70人、回答：29人、回答率：41.4%）

本項は、アンケート結果を一部抽出・整理し、分析したものを掲載します。

1 介護者（主にケアを担う方）について

主な介護者を「父」「母」「祖父母」「兄弟・姉妹」「その他」と回答した人に、介護者を感じている日々の負担感や不安感を聞いたところ、「慢性的な睡眠不足である」が65.5%で最も高く、次いで「自らの体調悪化時に医療機関を受診できない」が55.2%、「いつまで続くかわからない日々の強い不安を感じる」が44.8%と上位3項目は自身の心身の健康を懸念する回答が多くなっています。

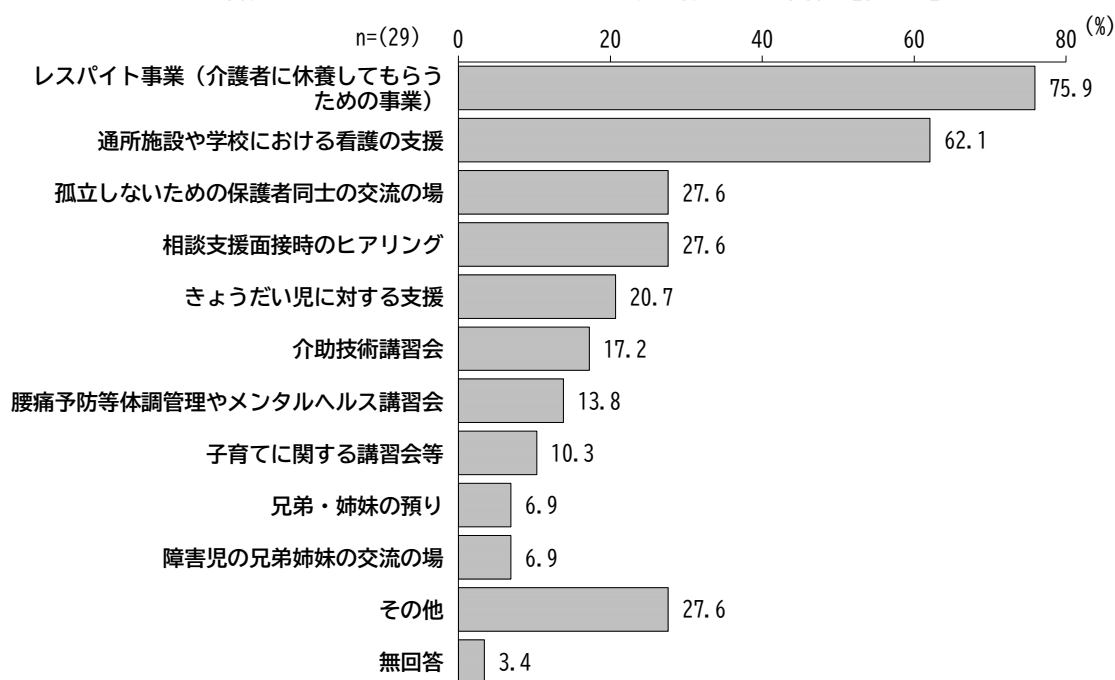
主に介護をしている方が感じている日々の負担感や不安感（複数回答）【問15】



日常生活でのケアの中で、主に介護をしている方が慢性的な睡眠不足であったり、自らの体調悪化時に受診できないこと、将来の強い不安、限界を感じるといった回答が多く、医療的ケア児の家族等介護者への心身のケアが求められています。

介護をしている方に必要な支援を聞いたところ、「レスパイト事業（介護者に休養してもらうための事業）」が 75.9%で最も高く、続く「通所施設や学校における看護の支援」が 62.1%で、この 2 項目が特に多くなっています。

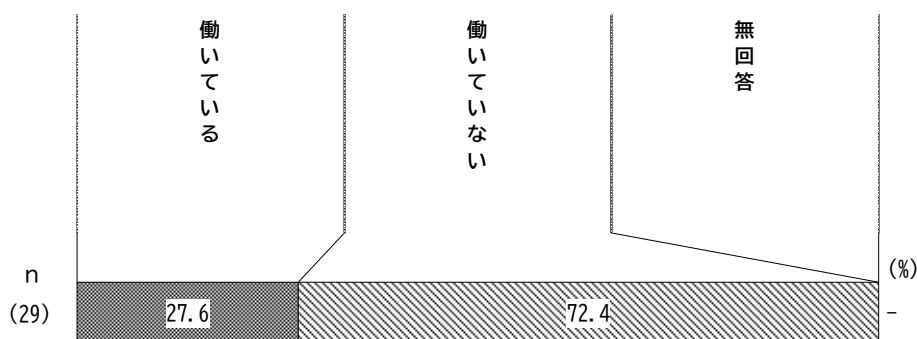
介護をしている方に必要な支援（複数回答）【問16】



日常生活でのケアの中で、医療的ケア児の家族等介護者への支援として、レスパイト事業や保護者同士の交流の場の確保が求められています。また通所施設や学校に対しては医療的ケアの支援も求められています。

本人の主たる介護者の就労状況は、「働いている」が 27.6%、「働いていない」が 72.4%となっています。なお、働いている方の主な働き方（問 31）は「会社勤めをしている」が 50.0%で、主な雇用形態（問 32）としては「正社員」が 57.1%となっています。

本人の主たる介護者の就労状況【問30】

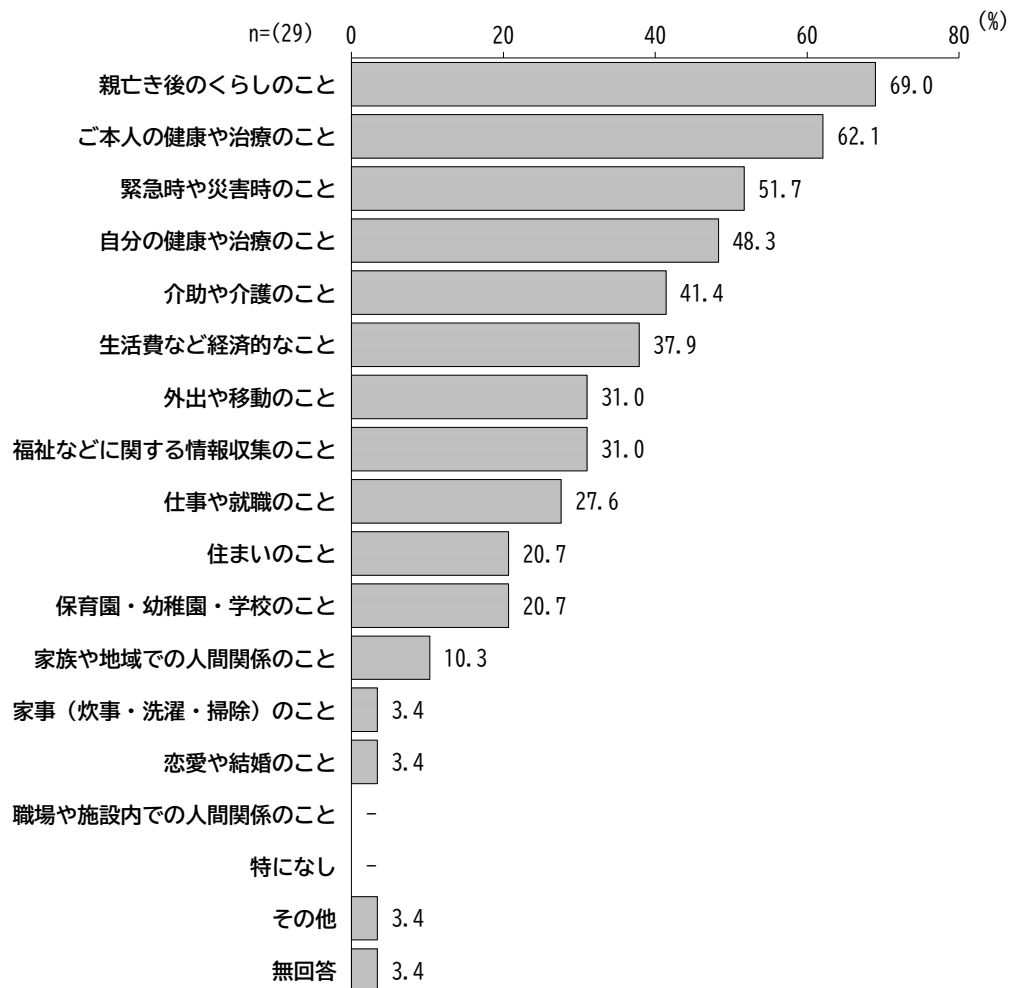


本人の主たる介護者の 27.6%は働いていると回答しています。仕事と育児の両立に向けた支援が求められており、障害児通所支援のニーズの増加への対応も重要な課題です。

2 介護者・保護者の相談について

保護者・介護者の方が悩んでいること、または相談したいことでは、「親亡き後の暮らしのこと」が69.0%で最も高く、次いで「ご本人の健康や治療のこと」が62.1%、「緊急時や災害時のこと」が51.7%となっています。

保護者・介護者の方が悩んでいること、または相談したいこと（複数回答）【問37】

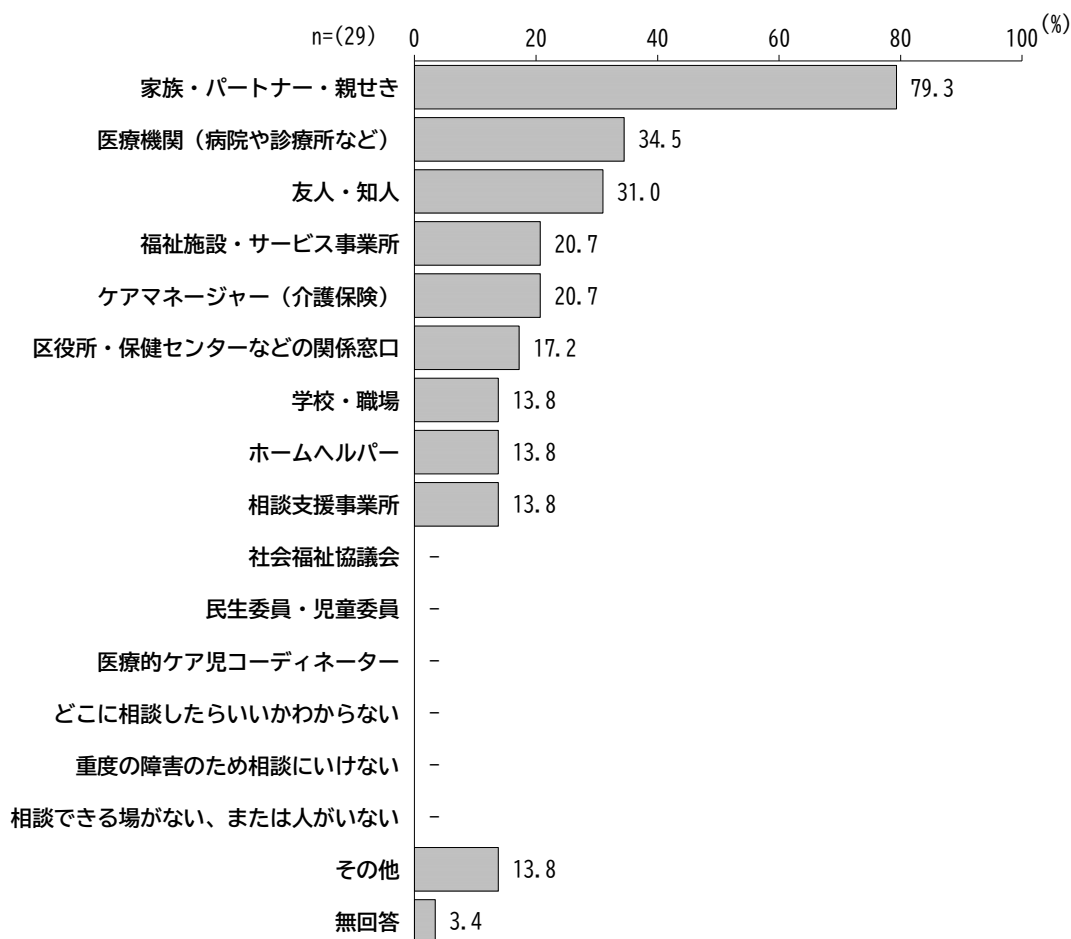


保護者・介護者の悩みや相談ごととして、障害児本人の将来の暮らしや健康や治療のことが上位を占めており、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制づくりと切れ目のない支援が求められています。

保護者・介護者の方の悩みや困ったことがあった場合の相談先は、「家族・パートナー・親せき」が79.3%と特に高く、次いで「医療機関（病院や診療所など）」が34.5%、「友人・知人」が31.0%となっています。

また、「どこに相談したらいいかわからない」、「重度の障害のため相談にいけない」、「相談できる場がない、または人がいない」といった相談先に困難のある方は、今回の調査ではみられませんでした。

保護者・介護者の方の悩みや困ったことがあった場合の相談先（複数回答）【問38】

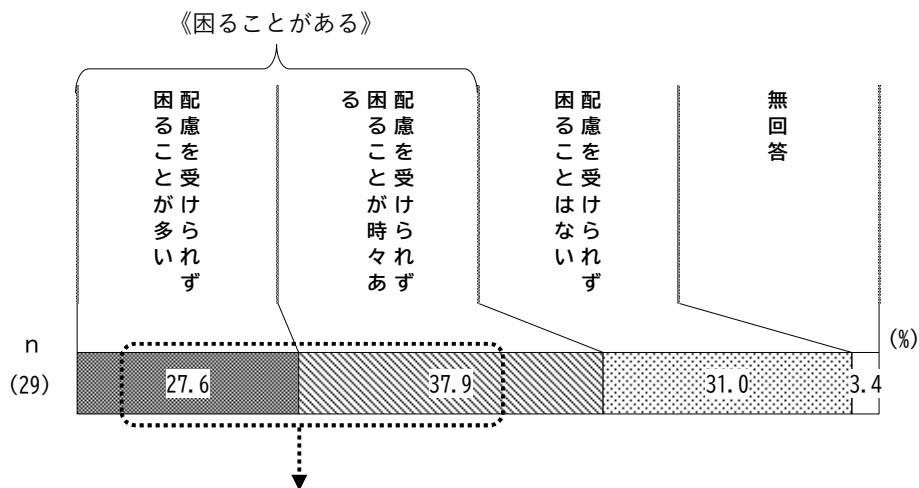


保護者・介護者の相談先として、家族・パートナー・親せき、医療機関、友人・知人が上位を占めており、医療的ケア児及びその家族への相談体制の整備や適切な情報提供が求められています。

3 日常生活での合理的配慮について

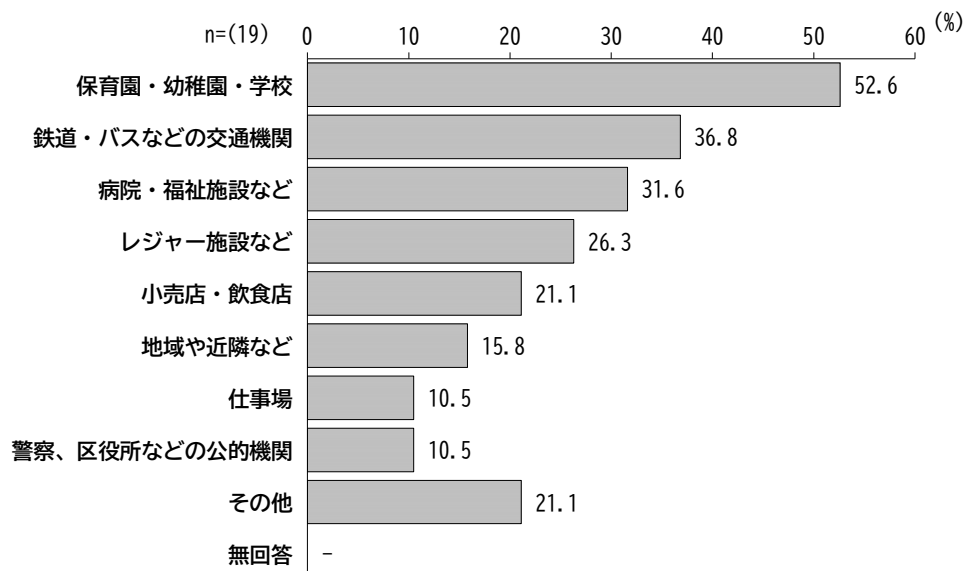
本人が日常生活を送るうえで配慮を受けられずに困ることは、「多い」が27.6%、「時々ある」が37.9%で、両者をあわせた《困ることがある》は65.5%となっています。一方、「困ることはない」は31.0%となっています。

本人が日常生活を送るうえで配慮を受けられずに困ること【問39】



《困ることがある》と回答した人に、どのような場所で困るか聞いたところ、「保育園・幼稚園・学校」が52.6%と最も高くなっています。次いで、「鉄道・バスなどの交通機関」が36.8%、「病院・福祉施設など」が31.6%となっています。

配慮を受けられずに困る場所（複数回答）【問40】

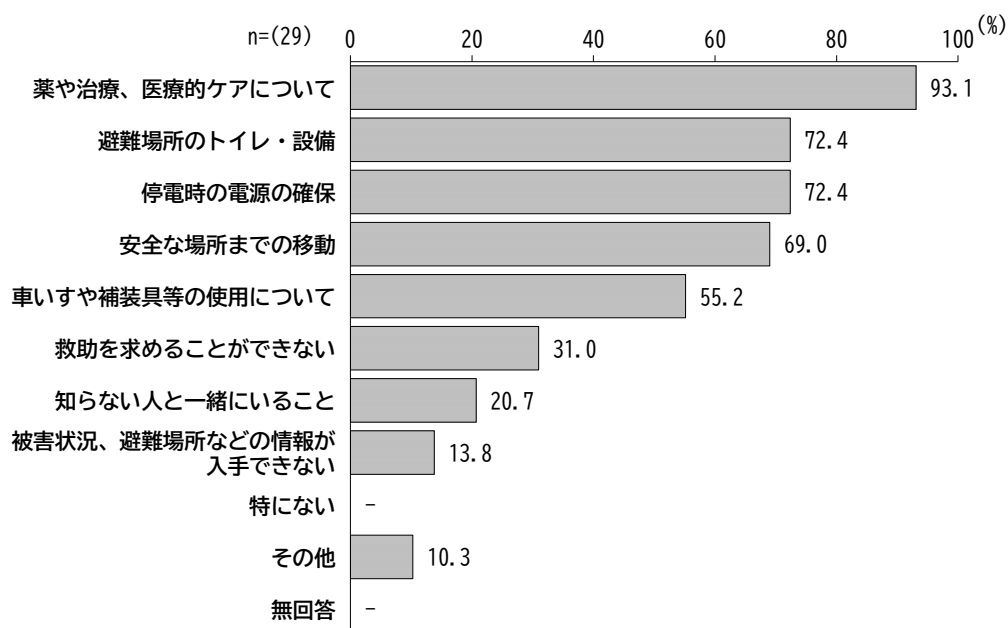


日常生活を送るうえで配慮を受けられずに困ることがあるとの回答が65.5%となっており、保育園・幼稚園・学校のほか、公共機関等に対する合理的配慮の理解促進と啓発が求められています。

4 災害時について

災害時に困ることや不安に思うことは、「薬や治療、医療的ケアについて」が93.1%とほとんどの方からあげられています。次いで、「避難場所のトイレ・設備」と「停電時の電源の確保」が同率で72.4%、「安全な場所までの移動」が69.0%、「車いすや補装具等の使用について」が55.2%となっています。

災害時に困ることや不安に思うこと（複数回答）【問45】



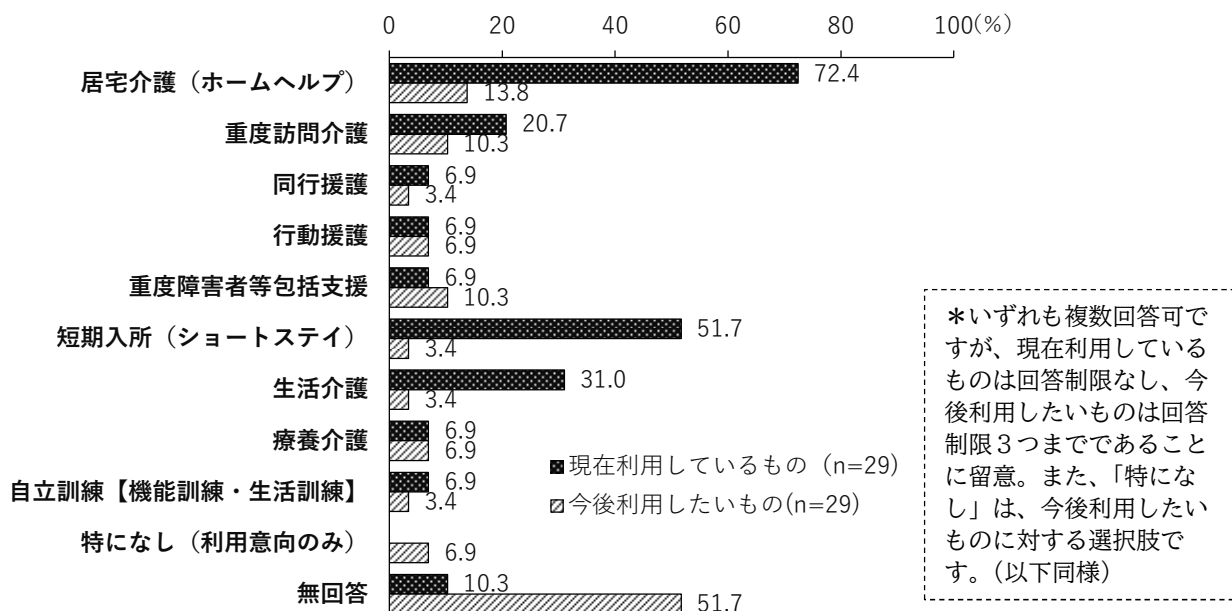
日頃からの不安解消に向けて、災害に関する情報提供や医療的ケアに対応した避難所の確保が求められています。

5 障害福祉サービスの利用について

日常生活におけるサービスで、現在利用しているものは、「居宅介護（ホームヘルプ）」が72.4%で最も高く、「短期入所（ショートステイ）」が51.7%、「生活介護」が31.0%となっています。

今後利用したいものは、「居宅介護（ホームヘルプ）」（13.8%）、「重度訪問介護」と「重度障害者等包括支援」が同率で10.3%となっています。

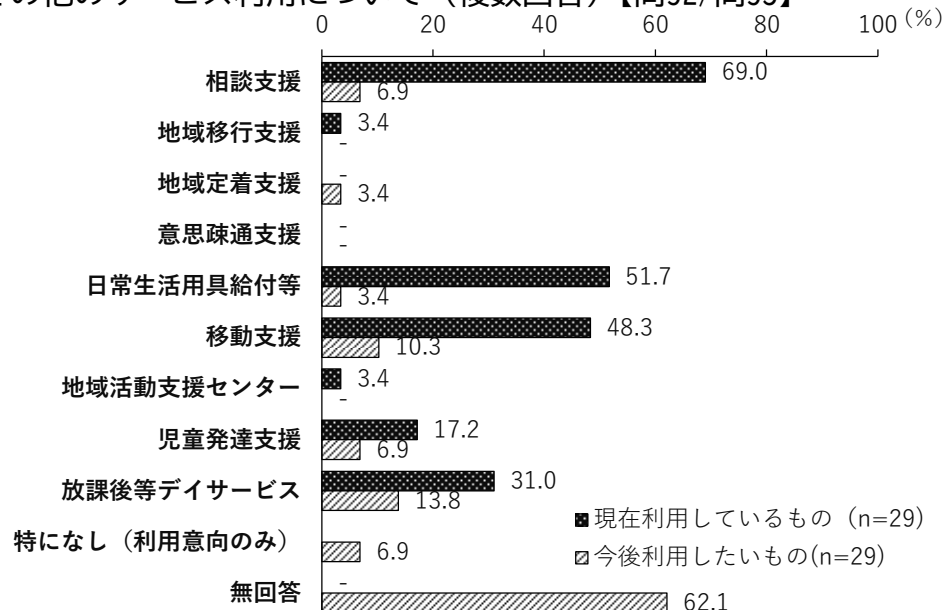
日常生活におけるサービス利用について（複数回答*）【問49/問53】



その他のサービスでは、現在利用しているものは、「相談支援」が69.0%、「日常生活用具給付等」が51.7%、「移動支援」が48.3%となっています。

今後利用したいものは、「放課後デイサービス」が13.8%、「移動支援」が10.3%となっています。

その他のサービス利用について（複数回答）【問52/問53】

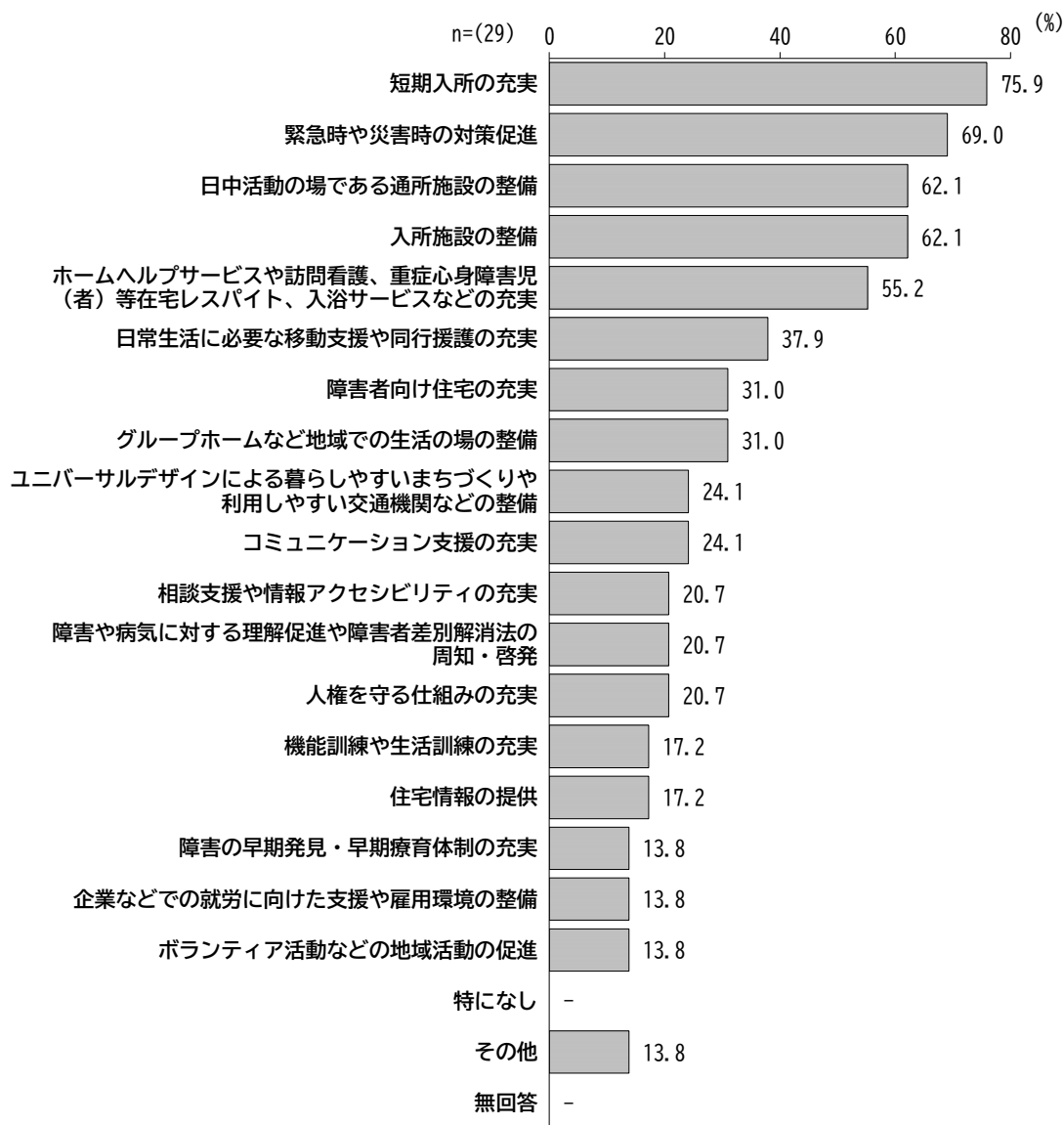


日常生活におけるサービスやその他サービスの今後の利用意向を把握し、サービス提供基盤の確保に向けた連携・調整が重要になります。

6 福祉施策などについて

障害者施策を推進するうえで特に力を入れてほしい施策は、「短期入所の充実」が75.9%で最も高く、次いで「緊急時や災害時の対策促進」が69.0%、「日中活動の場である通所施設の整備」と「入所施設の整備」が同率で62.1%となっています。

障害者施策を推進するうえで特に力を入れてほしい施策（複数回答）【問54】



障害者施策を推進するうえで特に力を入れてほしい施策として、短期入所・通所・入所施設の充実といったサービス基盤、緊急時・災害時の対策が上位にあげられており、医療的ケア児とその家族の日ごろの居場所づくりや緊急時の支援が求められています。

4 計画の基本的な考え方

計画の基本理念

障害者施策を展開するための理念として、本行動計画においては次の基本理念を掲げ、ノーマライゼーションの推進に向けた取組を進め、障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いを尊重し合いながら、同じ地域社会でともに暮らし、学び、働くインクルーシブな社会を目指します。

自己決定の尊重

障害のあるすべての人が社会の一員として、自らの生活のあり方を主体的に決定・選択し、あらゆる分野の活動に参加・参画できる社会の実現をめざします。

地域における自立生活の支援

障害のあるすべての人が、地域において自立した生活を送ることができるための支援体制の構築をめざします。

ともに生活する社会の創造

障害の有無にかかわらず、個性や特性、多様性が尊重され、認めあう社会の創造をめざします。

また、本計画は上位計画である「墨田区基本計画」において、政策や施策と SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の連携を明らかにし、SDGs の目標を踏まえて区政を推進していくとしていることから、本計画においてもこの方針に沿って、SDGs の「誰一人取り残さない」という考え方のもと、策定していきます。

【関連するSDGsの目標】



5 施策体系

